

# 介護老人保健施設清和苑訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人清和会が開設する介護老人保健施設清和苑（以下「当施設」という。）において実施する（介護予防）訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 当施設が行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態にあり、医師が（介護予防）訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1)	施設名	介護老人保健施設 清和苑
(2)	開設年月日	1989年10月05日
(3)	所在地	岩手県奥州市水沢東大通り1丁目5番30号
(4)	電話番号	0197-47-5601
(5)	FAX 番号	0197-25-3145
(6)	管理者	人見 次郎
(7)	介護保険指定番号	介護老人保健施設（0350480018号）

## (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1名
(2)	医師	1名

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 |
| (4) 事務員               | 1名以上 |

### (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (4) 事務員は日常の窓口業務、会計等の業務を適切に行う。

### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（土日祝日及び年末年始 12/31～1/3 は休み）とする。
- (2) 営業日の午前8時から午後17時までを営業時間とする。

### (利用料等)

第8条 (介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

### (通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

奥州市、金ヶ崎町

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

### (虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置を置くこと。
- 2 当施設は、介護保険施設サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

### **(職員の服務規律)**

第12条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

### **(職員の質の確保)**

第13条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### **(職員の勤務条件)**

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人清和会の就業規則による。

### **(職員の健康管理)**

第15条 職員は、この施設が行う年2回の健康診断を受診すること。

### **(守秘義務及び個人情報の保護)**

第16条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

### **(その他運営に関する重要事項)**

第17条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人清和会において定めるものとする。

## 付 則

この運営規程は、平成17年10月01日より施行する。

この運営規定は、平成18年04月01日より施行する。

この運営規定は、平成23年05月01日より施行する。

この運営規定は、平成27年04月01日より施行する。

この運営規定は、平成27年12月01日より施行する。

この運営規定は、平成28年04月01日より施行する。

この運営規定は、令和03年04月01日より施行する。

この運営規定は、令和06年04月01日より施行する。